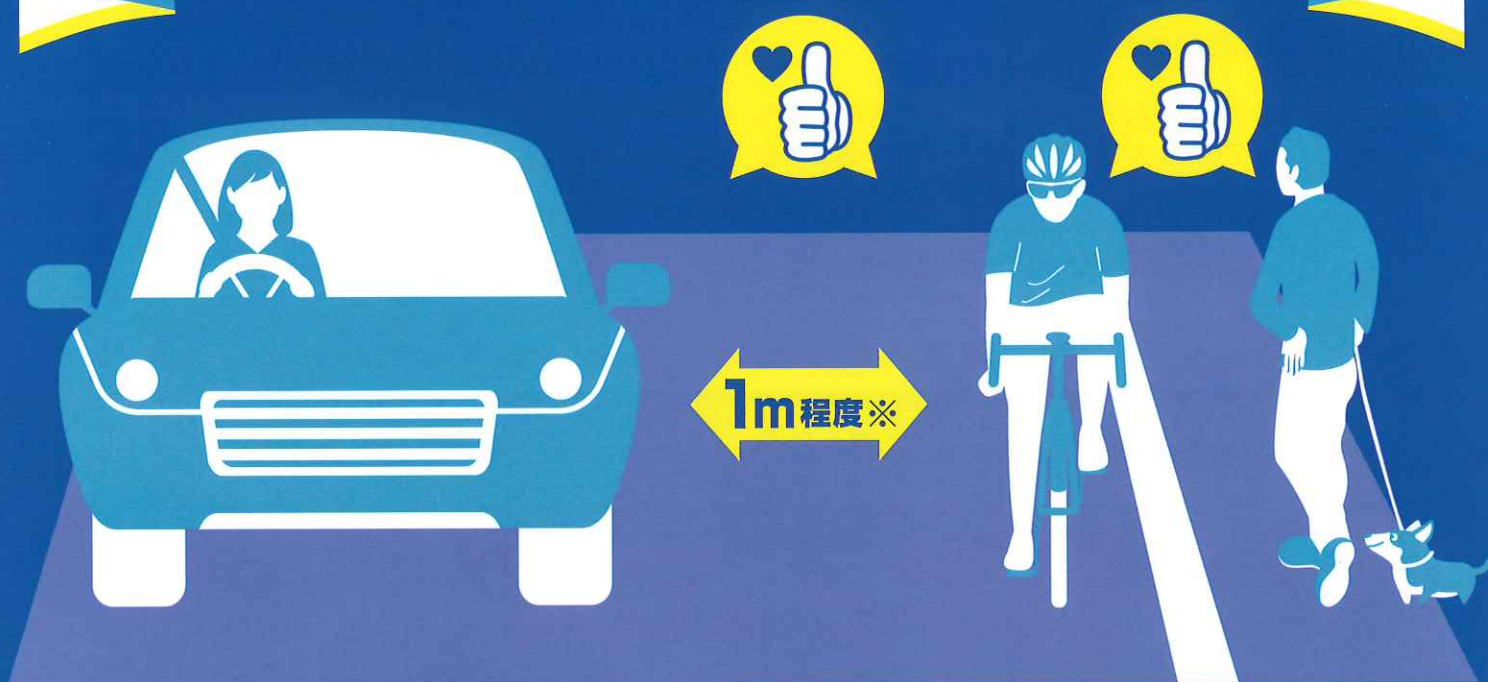


みんなで作る「思いやりロード」 SHARE THE ROAD

道路はゆずりあって使おう!



SHARE THE ROAD (シェア・ザ・ロード)とは?

サイクリスト等

ドライバー

歩行者、自転車、自動車がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全・快適に共有することを言います。

自動車が自転車の右側を通過するときは、1m程度間隔をあげましょう

※自転車等との間隔を1メートル程度確保できない場合は、時速20～30キロメートル程度で走行しましょう。

自転車を利用する
皆さんへ

① ヘルメットを着用しましょう

事故による被害を軽減させるためヘルメットを正しく着用しましょう。



② 自転車保険に加入しましょう

自転車運転中のケガや相手への損害補償に備えて保険に入りましょう。



Setouchi Vélo協議会



Setouchi Vélo協議会
ホームページ



《構成団体》

兵庫県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監視部、中国運輸局、四国運輸局、中国経済産業局、四国経済産業局、(一社)中国経済連合会、四国経済連合会、(一社)せとうち観光推進機構、(一社)四国ツーリズム創造機構、本州四国連絡高速道路(株)

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！

全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。

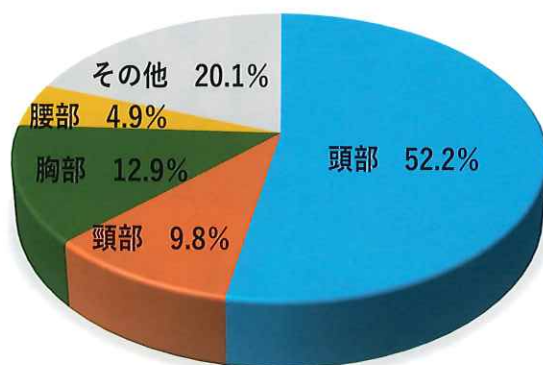
なぜヘルメットをかぶらないといけないの？

転倒時の損傷箇所の割合

転倒時の損傷部位を見ると、頭部が圧倒的多数を占めています。転倒の際に路面や縁石で強打する、あるいは自動車等との衝突で車輪に巻き込まれたり、車体や外板で強打するケースが多いことが原因といわれています。

これらによって頭蓋骨骨折や脳挫傷、脳しんとうを起こすケースが多く、死亡に至っています。当然ながら、頭部に損傷を受けると、他の部位に比べ死亡割合が著しく高くなり、死亡に至る事故につながります。

まずは頭部を守る、つまりヘルメットの着用が何よりも大切であると言えます。



自転車乗用中死者の人身損傷主部位 (令和3年～令和7年合計)

※令和3年～令和7年合計

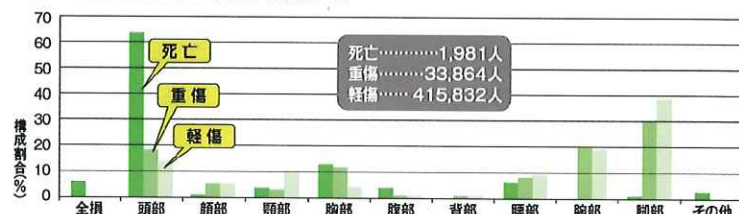
※出典:「頭部の保護が重要です～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～」

※(警察庁: <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html>)を加工して作成

◆頭部に損傷を負うと、60%超が死亡に至る重大事故に!

■自転車事故の損傷部位別／損傷程度による損傷部位

(平成21～23年【構成割合】=[各損傷主部位損傷者数]/[損傷者数]×100)



※出典「交通事故分析リポートVol.97」/(公財)交通事故分析センター(平成24年11月)

装着時と非装着時の比較など

停車中の自転車の転倒時に頭蓋骨にかかる力(骨折の危険性)や脳にかかる力(脳しんとうの危険性)はどの程度かを検証するため、「ヘルメット装着の場合」と「ヘルメット未装着の場合」の人体モデルを使った「転倒実験」をもとにシミュレーションした結果、ヘルメットの重要性が浮き彫りとなりました。

※引用「ヘルメットをかぶろう!」株式会社オージーケーカブト

<https://www.ogkkabuto.co.jp/hg/ind.html> 2025年1月13日参照

青切符 (自転車の交通反則通告制度) 導入について

※自転車対象とされている反則行為 (下記は一例です)



ながらスマホ
(携帯電話使用等(保持))
反則金 12,000円



遮断踏切立入り
反則金 7,000円



ブレーキなし自転車
(自転車制動装置不良)
反則金 5,000円



二人乗り
(軽車両乗車積載制限違反)
反則金 3,000円



傘さし運転
(公安委員会遵守事項違反)
反則金 5,000円



並進禁止違反
反則金 3,000円

交通ルールを守って
安全運転を!!

※引用元 岡山県警察「交通安全ニュース(自転車の交通違反が青切符の対象に!!)」

<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/397504.pdf>

※詳細 警視庁「自転車の交通反則通告制度(青切符)の導入」

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html

自動車を運転する皆様へ 自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法について

自動車等が自転車等の右側を通過する場合(追い越す場合を除く)において、両者の間に「十分な間隔」がないとき、

・自動車等は、自転車等との「間隔に応じた安全な速度」で進行(道路交通法18条3項)

・自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行(道路交通法18条4項)

しなければなりません。

【上記の自動車等の通行方法の目安】

○自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。

○自転車等と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう!

※上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

※参考 警察庁作成「自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/202603.pdf>